

議案第 25 号

和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 31 日をもって和歌山県市町村総合事務組合から上大中清掃施設組合を脱退させることについて、和歌山県市町村総合事務組合同規約(昭和 34 年規約第 1 号)を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

和歌山県市町村総合事務組合同規約(昭和 34 年規約第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 並びに別表第 2 第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務の項及び第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事務の項中「、上大中清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。